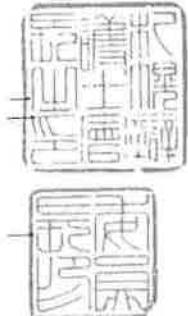


2015年(平成27年)4月24日

札幌市長 上田文雄 殿

札幌弁護士会
会長 太田 賢

同 人権擁護委員会
委員長 大賀 浩



警 告 書

当会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、次のとおり警告します。

第1 警告の趣旨

1 札幌市が、平成22年6月1日、平成23年4月1日、同年6月30日の3度にわたり、札幌市白石区役所生活保護課を訪問したAさんから、同人及び知的障がいがあるBさんの生活の困窮に関する相談を受けながら、生活保護に関する必要な情報提供や、同人らが急迫した状態にあるという事情について十分な聴取を行わず、生活保護の申請を勧めず、さらに、職権によっても生活保護開始決定を行わなかつたことは、生活保護法の解釈運用を誤り、ひいては憲法第25条に基づき保障された同人らの生存権を侵害したものである。

札幌市では、昭和61年にも同種の事件が発生しており、当時、当会においても、札幌市長に対し、警告を行ったにもかかわらず、今回再び同様の事件が発生し、AB姉妹が死亡するに至るという取り返しのつかない結果が発生した。

札幌市長においては、このことを自覚し、深く反省するよう求める。

2 同時に、札幌市長において、今後二度と上記のような人権侵害が発生しないために、少なくとも、生活保護に関する相談のため市内各区役所等の窓口に赴いた市民に対し、①生活保護申請に関しわかりやすい言葉、内容で書かれたリーフレット等の資料を交付するとともに、市民が希望する場合には必ず生活保護申請のための書類を交付し、生活保護の申請が口頭でも可能であることを説明すること、②電気、水道、灯油、ガス等のライフラインが停止していないか、また、ライフラインや国民健康保険料等に関する費用滞納がないか等に関する聴取を十分に行い、生活保護法の解釈運用を適切に行うことはじめとして、再発防止のために必要かつ適切な措置を講ずるよう警告する。

ために必要かつ適切な措置を講ずるよう警告する。

第2 警告の理由
別紙「調査報告書」記載のとおり

以 上

白石区姉妹孤立死に関する
人権救済申立事件
調査報告書

2015年（平成27年）4月7日

札幌弁護士会人権擁護委員会

下記の人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告する。

記

事件名 白石区姉妹孤立死に関する人権救済申立事件
事件番号 2012年（平成24年）17号
受付日 2012年（平成24年）9月27日
申立人 ピープルファースト北海道
相手方 札幌市長

第1 申立ての概要及び調査の経過

1 申立人

申立人は、障がいのある当事者が中心となって設立され、障がい者の自己決定権、自己権利擁護等の実現のために活動している団体である。

2 申立ての趣旨

姉であるAさんが3度にわたり、札幌市白石区役所生活保護課（以下「生活保護課」という。）を訪問し、窮状を訴えていたにもかかわらず、職員の不適切な対応により、生活保護申請に至らず、その後、妹のBさんとともに孤立死に追い込まれたこと（以下「本件事件」という。）は、重大な人権侵害であり、二度とこのような事件を繰り返すことのないよう、適切な対応を求める。

3 本件事件における事実関係

(1) 姉妹の生活状況等

本件事件当時、Aさん（以下「姉」という。）は42歳、Bさん（以下「妹」という。）は40歳で、両親は既に他界しており、姉妹2人暮らしであった。

妹には知的障がいがあり、就労することができず、また、姉も妹の世話をため、安定した職に就くことができておらず、生活保護課訪問当時は無職であった。

姉妹は、家賃5万円のアパートに居住しており、同人らの収入は、妹の障害基礎年金（月額約6万6000円）及び姉の短期就労による給与や職業訓練給付金等の一時的な収入のみであった。

(2) 一度目の生活保護課訪問

平成22年6月1日、姉は初めて生活保護課を訪問した。

このとき、保護課職員が作成した面接受付票によると、次の内容が記載されている。

（来所目的）

・生活保護の相談に来所

（姉の主な訴え）

・姉は平成21年10月まで稼働していたが、体調不良により退職。その後5月1日から再就職したが4日で解雇され、生活不安になり来所。現在婦人服

の会社中心に求職活動中、返事待ち。

(生活状況)

- ・妹は知的障がいにより、障害年金を受給中（2か月で約13万3000円）
- ・平成22年3月より雇用保険を受給（5月7日に6万0070円、6月7日に11万5857円受給）
- ・5月の給料は、5月25日に2万3000円支給された。
- ・健康保険は任意継続、姉妹とも通院は無し。
- ・姉名義の生命保険あり。それ以外の資産無し。

(保護課職員の対応)

- ・今後も継続して求職活動をするよう助言。
- ・能力、資産の活用等生活保護制度全般について説明。
- ・高額家賃について教示。
- ・保護の要件である、懸命なる求職活動を伝えた。
- ・急迫状況の判定（預貯金の保有状況、ライフライン、国保の滞納）は、聴取に至らず。
- ・生活保護制度一般について説明するも、「保護のしおり」は未配布。

(結果)

- ・仕事も決まっておらず、手持金もわずかとのことで、後日関係書類を持って再度相談したいとして、本日の申請意思は示さず退室となつた（関係書類教示済）。

(3) 二度目の生活保護課訪問

平成23年4月1日、姉は再度生活保護課を訪問している。

このとき、保護課職員が作成した面接受付票によると、次の内容が記載されている。

(来所目的)

- ・この一週間の生活相談のため来所

(姉の主な訴え)

- ・姉はハローワークの教育訓練給付を受けているが、4月8日まで支給されない。8日に給付金2か月分が支給され、15日には妹の障害年金が支給される。
- ・手持金が少なく、食料も少ないため、それまでの生活の相談に来た。

(生活状況)

- ・公共料金の支払いを待ってもらっている。

(保護課職員の対応)

- ・生活保護または社協貸付については、決定まで一定の日数を要する旨伝える。姉から、この一週間の生活だけがどうしても困難とのことから、非常食の支給を教示。
- ・急迫状況の判断として、預貯金1000円、ライフライン滞納あり、国保未

加入とされている。

- ・生活保護制度についての説明は未実施。

(結果)

- ・非常用パン14缶（7日×1食×2人）支給。
- ・当該食料は災害等用のものであるため、恒常的な支給は出来ない旨説明済。
- ・食糧確保により生活可能であるとして生活保護相談に至らず退室。

(4) 三度目の生活保護課訪問

平成23年6月30日、姉は三度目の生活保護課を訪問している。

このとき、保護課職員が作成した面接受付票によると、次の内容が記載されている。

(来所目的)

- ・生活保護の相談に来所

(姉の主な訴え)

- ・求職活動しているが決まらず、手持金も少なくなり、生活していくのが大変。
- ・姉はハローワークの教育訓練給付を受け、給付金と妹の障害年金で生活。
- ・職業訓練も終了、4月下旬から仕事が決まるも、妹が体調を崩し、仕事に行けない状態になり、研修期間で辞める（給料なし）。
- ・その後アルバイトするも続かず、現在求職中。

(生活状況)

- ・姉妹とも国保未加入。
- ・生命保険も解約、活用可能な資産無し。
- ・負債は家賃、公共料金の滞納。
- ・5月15日に支給された妹の障害年金は、家賃、公共料金の支払いに費消済。

(保護課職員の対応)

- ・能力・資産の活用等、生活保護制度全般について説明。
- ・高額家賃について教示。
- ・保護の要件である懸命なる求職活動を伝えた。
- ・急迫状況の判断として、預貯金残り少ない、ライフラインは聴取に至らず、国保未加入。
- ・生活保護制度の説明については実施したものの、保護のしおり等は未配布。

(結果)

- ・手持金も少なく、次回は関係書類を持って相談したいとのことで本日の申請意思は示さず退室となった。非常用パン14缶（7日×1食×2人）支給。
- ・当該食料は災害等用のものであるため、恒常的な支給は出来ない旨説明済。
- ・食糧確保により生活可能であるとして生活保護相談に至らず退室。

(5) 姉妹らの死亡

平成24年1月20日、マンション管理会社から通報を受けた北海道札幌方面白石警察署員が、居室内で姉妹が死亡しているのを発見した。

姉は死後 2～4 週間が経過しており、妹は死後 5 日～2 週間経過していた。

死因については、姉は脳内血腫であり、妹は凍死であった。

発見当時、室内には現金 4 万 3 0 0 0 円が置かれていた。

ガス会社によると平成 23 年 11 月 30 日に姉と面談のうえ供給を停止したとのことであり、また、電力会社によると数度にわたり督促状を送ったが支払が無く平成 24 年 1 月 20 日に供給停止したとのことであり、発見時には電気・ガスともに供給が停止されていた。

4 当委員会による調査

上記 3 に記載した本件における事実関係については、「全国『餓死』『孤立死』問題調査団」が、札幌市等より聞き取り調査等を行い、その結果が「『餓死・孤立死』の頻発を見よ！」「また、福祉が人を殺した」に詳細に報告されている。

当委員会は、これらの報告内容を踏まえ、さらに以下（1）～（3）のとおり独自に調査した結果に基づき、かかる事実関係を認定した。

（1） 札幌市に対する照会・回答

平成 26 年 6 月 4 日照会

- ①ライフライン事業者との連携
- ②生活困窮者に対する見守り状況
- ③福祉サービスを利用していない知的障がい者の調査
- ④生活保護相談・申請手続の改善
- ⑤その他再発防止策

平成 26 年 6 月 30 日回答

- ①ライフライン事業者との会議実施状況、ライフライン事業者の各料金窓口へ生活保護相談チラシの配置
- ②本人の同意を得た上で、関係部署に情報提供、民生委員等に対する周知協力依頼
- ③サービスの案内、民生委員による見守り、関係機関の情報共有
- ④面接時の注意喚起、相談後のフォローアップ、しおりの改訂
- ⑤宅配業者（トドック、エンパシア、ヤクルト、道新）との連携

平成 26 年 10 月 29 日再照会

- ①ライフライン事業者との連携状況
- ②民生委員による見守り状況
- ③生活保護相談・申請手続の改善状況

平成 26 年 11 月 29 日回答

- ①継続的な会談の開催、チラシ配布の継続等
- ②見守り状況の報告
- ③相談記録票の改訂、厚労省に対する改善状況報告等

(2) 厚生労働省に対する照会・回答

平成26年6月4日照会

①札幌市とライフライン事業者との連携に関する札幌市からの報告

②生活困窮者に対する見守りに関する札幌市からの報告

③ライフライン事業者と福祉関係部局との連携に関する方策

平成26年6月30日回答

①関係部局の連携に関する厚労省から各自治体への通知については、各自治体より個別の報告を求めるものではない。

②要支援者に関する情報の集約化や関係団体との連携強化、個人情報保護に関する理解促進、補助制度を活用した地域作りの推進等について通知

③自治体における孤立死防止対策等に関する先進的な取り組み事例を取りまとめ、通知

(3) ピープルファースト北海道に対する照会・回答

平成26年10月28日照会

生活保護行政の改善状況、本件事件後の再発防止策の実施状況等

平成26年12月12日回答

- ・ヤクルトや生協宅配の連携はあるものの、それ以外の目立った改善点は見られない。
- ・ライフライン事業者との連携も不十分。
- ・生活保護相談・申請手続も大きな改善は見られない。相談する人によって対応が違う。
- ・様々な支援が、行政の縦割りで断絶され、連携されていない。

第2 当会の判断

1 生活保護課における生活保護申請に関する運用上の問題について

(1) 生活保護法は、第1条において「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定め、すべての国民に最低限度の生活を保障することを義務付けている。生活保護申請の窓口となる福祉事務所や市区役所の職員は、市民の「困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」責務を担っている。

(2) 本件事件において、姉は、平成22年から平成23年にかけて3度にわたり、同じ生活保護課の窓口を訪れ、その都度、知的障がいがある妹との生活状況が困窮していることについて相談していた。

しかし、第1の3に記載した本件事件における事実関係によれば、生

生活保護課の職員は、姉の3度にわたる各相談時に、生活保護のしおり等生活保護申請に関する資料や書類を姉に交付していなかった。また、平成23年4月1日の姉の2度目の相談時にも、急迫状況の判定に必要な預貯金の保有状況、ライフライン、国民健康保険料等の滞納状況について聴取していなかった。さらに、同年6月30日の3度目の相談時には、姉妹に活用可能な資産がないこと、国民健康保険に未加入であることを聴取しながら、ライフラインの状況について、2度目の相談時の区役所担当者の記録に未聴取との記載があったにもかかわらず、聴取しなかった。加えて、姉の3度目の来訪時に、生活保護課の職員は、姉から、ハローワークの教育訓練給付を受け、給付金と妹の障害年金で生活していること、4月下旬から姉の仕事が決まったものの、妹が体調を崩し、仕事に行くことができない状態となり、研修期間で退職せざるを得ず、給与が出なかつたこと等を聴取していた。

つまり、札幌市は、妹の障害基礎年金（月額6万6000円）しか収入がないことを認識していたところ、当時札幌市の最低生活費は、姉妹2人の場合、住宅扶助費4万7000円や冬期加算等を含めて合計18万5720円であったことから、姉妹の収入が札幌市の最低生活費を10万円以上下回っていたことや姉妹が居住するアパートの家賃は月額5万円のため住宅扶助費を3000円しか上回っていなかつたことを認識し得たものである。

(3) 上記のような状況であったにもかかわらず、生活保護課では、姉に保護の要件である「懸命なる求職活動」を伝え、非常用パン14缶を支給するに止まつた。そのうえ、食糧確保により生活可能であるとして生活保護相談に至らず退室、と面接受付票に記載したのみで、姉に保護のしおりを交付することもなく、必要な手続の説明も行わず、生活保護の申請を勧めることもしなければ、急迫の状況にあると判断して必要な保護をすることも行わなかつた。

なお、前記の「全国『餓死』『孤立死』問題調査団」の聞き取りに対し、生活保護課では、「記録の限りでは、生活困窮の状態にあったことは推測できる」「相談時の内容から判断する限りでは申請すれば（保護の）適用になった可能性はある」と説明しており、当時から姉妹が要保護状態であったことを認識していたと解される。

(4) このように、生活保護課の職員が姉妹に対して行った対応は、憲法第25条の趣旨を踏まえるべき生活保護法第1条及び第7条等の解釈運用を誤ったものである。

札幌市白石区では、昭和61年にも同種の事件が発生しており、生活保護の特に窓口での運用に関して当時から再発防止策が講じられなければならなかつたにもかかわらず、2度にわたって窓口での対応により

市民が生活保護を受給するに至らず死亡したことについて、札幌市の責任は著しく重いものである。

2 姉妹の孤立死発生の原因について

1で認定したとおり、姉は、平成22年から平成23年にかけて3度にわたり、同じ生活保護課の窓口を訪れ、その都度、知的障がいがある妹との生活の困窮について相談したが、同課の職員は、姉の各相談時に、生活保護のしおり等生活保護申請に関する資料や書類を姉に交付しなかった。また、平成23年4月1日の姉の2度目の相談時にも、急迫状況の判定に必要な預貯金の保有状況、ライフライン、国民健康保険料等の滞納状況について聴取せず、同年6月30日の3度目の相談時、同課の職員は、姉妹に活用可能な資産がないこと、国民健康保険に未加入であることを聴取しながら、ライフラインの状況について、2度目の生活保護受付票に「未聴取」との記載があったにもかかわらず、聴取しようとしたなかった。

上記のような生活保護課職員の不十分かつ適切でない対応が重なったことが姉妹の孤立死を招いたものであり、札幌市が、昭和61年の事件を踏まえて、生活保護の窓口対応や生活保護法の解釈運用等について、適切な再発防止策を講じていたならば、再度の事件を未然に防ぎ得た可能性が高いものである。

3 2度の事件を踏まえた再発防止策について

(1) 現状で実施されている再発防止策

札幌市に対する照会及びその回答によれば、同市では、本事件発生を踏まえた再発防止策として、①ライフライン事業者等との連携、②関係部局間の連携、③福祉事務所における相談対応の改善、④知的障がい者・要介護者に対する見守り活動の実施等を、次のように実施しているとのことである。

① ライフライン事業者等との連携

札幌市は、ライフライン事業者（北海道電力、日本ガス協会北海道部会、北海道エルピーガス協会、日本コミュニティーガス協会北海道支部、北海道石油業協同組合連合会、水道局）との会議を平成24年に3回実施した上、平成26年に水道局、北海道電力と個別に会議を実施している。

② 関係部局間の連携

生活保護相談を受けた世帯について、各区保健福祉部内（保護指導課、介護保険課、障がい福祉課）における情報共有を実施するとともに、障がい者相談支援事業所と区保健福祉部との合同会議を定期的に実施し、情報共有の推進を図っている。

③ 生活保護課における相談対応の改善

生活保護の面接受付票記載事項の変更や、制度案内しおりの改訂等を実施した。

④ 知的障がい者・要介護者に対する見守り活動の実施

民生委員による見守りや、生活協同組合コープさっぽろ（宅配、配食事業）、エンパイア（クリーニング事業）、札幌ヤクルト販売（宅配事業）、道新会札幌八日会（新聞事業）と協定を締結し、見守り、安否確認活動を実施している。

（2）再発防止策における課題

ア 札幌市が上記のような再発防止策を講じているとしても、2度にわたる孤立死の事件を踏まえると、生活保護の運用については、未だ多くの課題が残っており、更なる再発防止策やその改善が必要である。

① まず、本事件発生の大きな原因の一つと解される生活保護課窓口での対応改善について、札幌市は、保護のしおりの改訂やライフライン、国民健康保険料等の対応の有無に関する受付票の記載事項追加等を掲げている。しかし、本件事件では、3度窓口を訪れている姉に対し、生活保護に関する資料や申請書が1度も交付されなかつたうえ、1度目及び2度目の生活保護受付票に「未聴取」と記載されていたにもかかわらず、3度目の姉の相談時にもライフライン費用や国民健康保険料の滞納等の事実が聴取されなかつたものである。これは受付票の記載事項の変更という以前に、そもそも職員が必要な聴取事項すら聴取していない、という問題であり、札幌市の回答は、この点を十分踏まえているとは言い難い。

また、しおりや受付票を改訂しても、窓口での対応や運用が日々になることは一般的に指摘されているところである。

申立人の回答では、障がい者が支援者と共に生活保護課の窓口に出向くと適切な対応が得られるのに対し、当事者のみで窓口に出向くと、難しい言葉で早口で説明する等当事者が理解できるような説明がなされない、難しい漢字にふりがなをふるなどした分かりやすい書面がない、担当者によって対応が異なる等が問題点として指摘されている。

② 次に、ライフライン事業者との連携について、ライフライン事業者との連携以前に、本件事件では、生活保護課の職員がライフラインに関する費用滞納の事実を適切に聴取していれば、姉妹の急迫の状況を認識し得たと考えられる。

この点に関して、少なくとも、ライフライン費用の滞納が続き、ライフラインが停止してしまう時点で、業者から札幌市への情報提供がなされる仕組みがあれば、姉妹の急迫した状況を札幌市が速やかに認識することは可能であった。

しかし、札幌市とライフライン事業者との現状の連携とは、事業者の窓口に生活保護相談チラシを配架する等にとどまり、ライフライン停止等に際して札幌市への情報提供はなされていないのが現状である。

ライフライン事業者との連携について、厚生労働省への照会回答では、要支援者に関する情報の集約化や関係団体との連携強化、個人情報保護に関する理解促進等について札幌市に通知したとされており、具体例として、千葉県市川市においては、市川市が東京電力株式会社京葉支社と協

定を結び、電力供給を停止する旨の予告をする際に、市川市による福祉サービスの提供に関する案内書を配布することや、東京電力が、一定の場合に、生活困窮者の情報を市川市に提供し、生活状況を調査するよう連絡するといった施策例が掲げられている。札幌市としても、更にライフライン事業者と協定を取り交わす等して、ライフライン費用滞納の継続による停止等の急迫の状況がある世帯の情報提供を求める施策を早急に講ずべきである。

③ 関係部局間の連携について、申立人の回答では、「経済的な支援・地域の見守り等の支援・医療と介護の支援・教育の場面等の支援など」複数の部署にまたがる行政対応が必要になる場合が多い中で、対応窓口が別個になっている「縦割り」の問題があり、提供される情報にも統一性がないため、結果的に支援を受けられないことが少なくないとの指摘がなされている。

④ 障がい者等に対する見守りについても、申立人の回答によると、見守りの頻度は1年に3～4回あれば良い方であるとされる。

イ このように、現時点において、札幌市が一定の再発防止策を実施していること自体は認められるものの、生活保護の運用に関する改善策として十分なものとは認め難い。

特に、本事件発生後も、知的障がいがある当事者及び当事者団体等との協議が継続的に行われておらず、当事者参加の視点も十分ではないように思われる。

今後の再発防止策を検討し、また、制度を改善するにあたり、障がい者団体や障がい者である当事者が協議に参加すること等により、直接障がい者の視点を市の施策の中に、適切に反映させることが必要である。2014年2月19日に日本で発効した障がい者の権利に関する条約第4条第3項が「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障がい者に関する問題についての他の意思決定過程において、障がい者を代表する団体を通じ、障がい者と緊密に協議し、及び障がい者を積極的に関与させる。」と明記していることにも十分留意すべきである。

ウ また、ライフライン事業者との情報共有や連携等に際して、個人情報保護法に関する理解の促進が不可欠である。

個人情報保護法第23条1項2号においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」には、本人の同意を得ずに個人データを第三者に渡すことが認められている。

このように、再発防止策の更なる検討、策定等に際しては、弁護士による法的助言が必要な場面も想定され得るため、例えば、生活保護の運用や関係機関の連携に関し、弁護士等の協議会への参加等も検討されるべきである。

エ 以上の各課題を踏まえ、現状でも、少なくとも、次のような再発防止策が必要である。

- ① 生活保護に関する相談のため市内各区役所等の窓口に赴いた市民に対し、生活保護申請に関しわかりやすい言葉、内容で書かれたリーフレットを交付するとともに、市民が希望すれば、必ず生活保護申請のための書類を交付すること。
また、生活保護の申請が口頭でも可能であることを説明すること。
- ② 生活保護の相談に赴いた市民に対し、電気、水道、灯油、ガス等のライフラインが停止していないか、また、ライフラインや国民健康保険料等に関する費用滞納がないか等に関する聴取を十分行い、生活保護法第7条但書の「要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる」の運用を適切に行うこと。

オ さらに、2度にわたる事件を教訓として、実効性ある再発防止を進めるために、
例えば、①生活保護に関する部署の職員に対し、障がいがある市民を含む世帯への生活保護の適用や運用について専門的な研修を継続的に実施する、②ライフラインに関わる業者と札幌市との連携を深めるため継続的な協議及び協定締結等も含めた具体的な施策を講じる、③生活保護の運用上の課題について関係機関と継続的な協議や意見聴取の場を設け、当該協議等の場に、障がいがある当事者や当事者団体のほか、弁護士等の法的支援ができる専門家をメンバーとして参加させる等の取り組みが実施ないし強化されるべきである。

加えて、関係機関相互の連携や、障がい者等に対する見まもり等については、特に③における継続的な協議の中で、運用の状況を踏まえた議論が必要である。

もとより、上記に掲げた再発防止策やその強化だけでなく、生活保護法の解釈運用について、今後も継続的に改善していく仕組みが必要であると考える。

第3 結論

1 以上のとおり、札幌市には、姉が3度にわたり生活保護課へ相談に赴き、生活の困窮について相談したにもかかわらず、生活保護に関する必要な情報提供や、同人らが急迫した状態にある事情について十分な聴取を行わず、生活保護の申請を勧めず、さらに、職権でも生活保護開始決定を行わなかったことについて、重大な人権侵害が認められる。

姉と知的障がいがある妹とが支え合いながら必死に生きてきた中で、生活保護課により事実上門前払いの対応を受け、結果的に孤独の中で死を迎えた2人の絶望や苦痛は筆舌に尽くしがたい。

札幌市白石区においては、昭和61年にも、生活保護申請に訪れた女性に対し、生活保護申請をさせず、その後も適切な対応をせず、昭和62年1月に当該女性が餓死したという事件が発生し、同事件について、当会は昭和63年3月24日付で札幌市長に対し警告を行っている。

以前にも警告の措置を受けながら、今般、同様の事案において、不適切な対応を行い、結果、姉妹を死に至らしめた責任は極めて重い。

札幌市長には、このことを自覚し、深く反省するよう求める。

2 同時に、札幌市長においては、今後二度とこのような悲惨な人権侵害が行われることの無いよう、警告の趣旨2に掲げた内容をはじめ、再発防止のために必要かつ適切な措置を講ずるよう警告する。

以上